



民主主義って何だろう？

政治という言葉聞いたとき、皆さんは何を思い浮かべますか？ 政治には、人間の在り方、社会全体の在り方に関わる非常に複雑で深い意味があります。一方で、政治には、人々の生活を守る、幸福にするという分かりやすい役割があります。国家と個人、個人と個人の利害関係の調整役というところです。政治という言葉はそういった様々な側面を持ちますが、その政治に人間が関わること、そしてその意思決定のシステムとして民主主義とは何かということを学んでいきましょう。

Democracy

—民主主義の正当性とは何か—

現在、多くの国で民主主義が採用されているのはなぜでしょう？

今日、世界中のほとんどの国が、政治の体制や、政治制度に民主主義のシステムを採用しています。また、民主主義は今や、理念としても、体制としても、個人の自由や権利を重んじる自由主義と並び、広く知られています。しかしながら、政治制度としての民主主義がこれほどまでに定着したのは、ここ3世紀ほどのことだという事実は知っていましたか。ここで、民主主義の歴史について、簡単に振り返ってみましょう。

民主主義とは、簡単に言えば、人民が権力を所有し行使する政治のシステムです。その起源は、古代ギリシアの時代^{さかのぼ}にまで遡ります。当時のポリスと呼ばれる都市国家は、今日の都市と比べれば、規模も小さく、市民の数も少なかったので、全ての成年男子市民が一か所に集まり、討議によって政治を決める**直接民主制**という形がとられていました。しかし、このギリシャで花開いた民主政治も長く続くことはありませんでした。民主主義に名を借りた独裁者の出現などにより、結局、ギリシアの民主主義は機能しなくなります。このギリシアでの民主政崩壊の後、ヨーロッパの歴史において、民主主義に基づく政治は、長い間行われることはありませんでした。

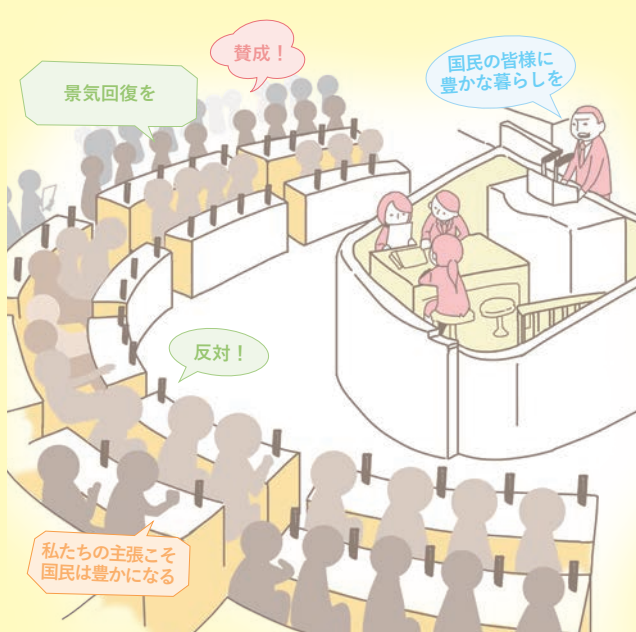
しかし、近代に入り、個人主義や自由主義の興隆、産業の発展、国民国家の形成といった様々な要因が重なる中で、再び、民主主義というものに注目が集まるようになりました。とりわけ、フランス革命やアメリカ独立戦争の影響は大きく、民主主義という理念に基づく国民国家の建設が各国の目標となっていきました。そして、その過程の中で、民主主義が、立憲主義や自由主義といった思想と結び付いた結果、**議会制民主主義**を採用し**複数政党制**を認め、**基本的人権**を尊重する今日の**自由民主主義（リベラル・デモクラシー）**と呼ばれる近代民主主義の潮流が出来上がっていったのです。

こうして、近代民主主義は今日、政治制度としても、理念としても、重要視され、多くの国で採用されているわけですが、当然、民主主義そのものに内在する問題が存在しないわけではありません。民主主義の中からナチスの政権が生まれたように、どの民主主義国家であれ、その体制が破綻に陥る可能性は常にあります。ナチス政権の誕生は極端な例だとしても、今日の多くの民主主義国家が抱える問題はそこにあるのです。

例えば、その時々^{その時々}の雰囲気や、国民の声が一気に一つの方向へと流されるという現象が、多くの国で起きています。いわゆる、大衆民主主義と呼ばれる現象です。他の政治制度がそうであるように、民主主義という制度が万能であるわけでは決していないのです。

それでもなお、多くの国が、民主主義という理念に共感し、民主主義という制度を中心に国家を運営しているのはなぜなのでしょう。その一つの答えを、「民主主義は最悪の政治制度といえる。これまで試みられてきた、他の全ての政治体制を除けばだが」というイギリスの政治家チャーチル（1874～1965）の有名な言葉からうかがうことができます。つまり、ナチス政権下のドイツやスターリン体制下のソ連のような個人の利益よりも全体の利益を優先させる全体主義、あるいは、絶対王政といった体制と比べれば、民主主義は相対的にみて、最も優れたシステムといえるという意味です。

それでは次に近代民主主義の政治的原理である基本的人権の尊重、国民主権、法の支配、権力分立を生み出した背景と諸思想についてみていきましょう。



絶対王政から市民革命へ

市民革命に至るまで—絶対王政とは

「朕は国家なり」という言葉を聞いたことがあるでしょうか。これは、1643年に即位したフランスの国王、ルイ14世の言葉です。当時の絶対王政の様子をうまく表した言葉といえるでしょう。絶対王政は16世紀から17世紀にかけてヨーロッパで確立した体制です。それぞれの国によって状況は違うものの、基本的に、各国の君主である王が絶対的な権力を握り、政治、軍事、植民、通商、農業、工業といったあらゆる分野を支配する体制だったといわれています。

では、絶対王政は、どのように発展していったのでしょうか。絶対王政の確立以前は、中世の伝統の影響から、各領域国家の諸侯や貴族、教会権力が各地域に乱立し、分権的であったため、中央に住む王一人に権力が集中することはありませんでした。しかし、百年戦争やバラ戦争といった貴族同士の戦争によって貴族の権力が衰退していく中において、王の権力が次第に増大していきます。

そして、各国の王権は、中央官僚と常備軍を組織することで、ますます、権力を拡張させ、更には、外国との貿易ルートの独占によって、莫大な富の集中をも可能にしたのです。その結果として、絶対王政といわれる体制が、スペイン、イギリス、フランスといった国を中心に確立していきました。

絶対王政、身分制度への不満から市民革命へ

こうした絶対王政による政治は、当然のことながら、各国の民衆、あるいは、貴族階級の不満を増大させていきます。例えば、フランス革命の下支えとなったパンフレット、『第三身分とは何か』の著者、シエイエスは、当時のフランスの状況を次のように批判しました。「第三身分とは何か。全てである。ただし、^{あしかせ}足枷をはめられ、抑圧された全てである。特権階級が存在しなければ、それは何になるであろうか。全てになる。」

ここでいう第三身分とは、聖職者・貴族に次ぐ平民階級のことを指します。フランスで最も人口比の多い平民階級が、王権を頂点とした身分制の下で不当に支配されている現状をシエイエスは批判したのです。

ちなみに、絶対王政に不満を持っていたのは、平民ばかりではありません。シエイエスのいう第二身分である貴族階級もまた、絶対的な権力を集中させた王権によって、多くの権益を奪われていました。こうした状況の中で、最初にイギリス、続いてフランスと、絶対王政に対抗する動きが出てきます。その結果、フランス革命などが起こり、絶対王政を打倒していきます。この一連の流れのことを、市民革命と呼びます。

市民革命を支えた啓蒙思想

市民革命という世界史的な大事件はどういった背景の下で起こりえたのでしょうか。政治的要因、経済的要因など、様々なものが考えられますが、一つの大きな要因として、この時代特有の思想が挙げられます。

現実政治の動きの裏には常にそれを支えた思想が存在します。例えば、絶対王政を支えた思想の一つに、王権神授説があります。王は神により統治の権利を付与されたのだから、絶対的な権力行使してもよいという理論です。

さて、その後大きな潮流となった思想が、ヴォルテール、カント、ヒュームなどに起源を持つ啓蒙思想です。「啓蒙」とは、英語の“enlightenment”からきている言葉で、「蒙い場所を光で啓かせる」という意味を持っています。ここでいう、蒙い場所とは、当然のことながら、キリスト教的な価値観や古くから続く慣習や王政などを指しており、光は理性や合理的な知を指しています。ただ古くからあるというだけで続いている権威や因習を、理性や知の光によって正していこうという流れが、17世紀後半から18世紀にかけて、ヨーロッパ中で広がっていったのです。



社会契約説と市民革命

—ホッブズ、ロック、ルソーの思想—

様々な角度から近代的な思想を語った啓蒙主義の中でも、特に、政治哲学の分野に影響を与えた思想が社会契約説です。この社会契約説は、イギリスの名誉革命やフランス革命においても、大きな影響を与え、しかも、その考えは、今日の民主主義国家の基礎を形づくる理論の一つともなっています。ここでは、社会契約説を唱えた代表的な思想家、ホッブズ、ロック、ルソーの考えについて学んでいきましょう。

ホッブズの『リヴァイアサン』

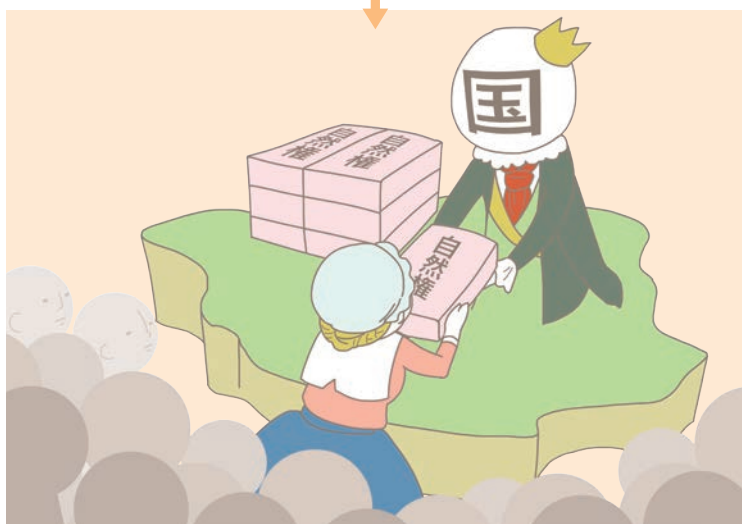
トーマス・ホッブズ（1588-1679）は、思想上、最初に社会契約説を唱えたイギリスの思想家です。彼は、主著『リヴァイアサン』において、自分たち全てを畏怖させるような共通の権力がない限り、万人

の万人に対する闘争状態が起こりうる、という自然状態論を説きました。こうした自然状態の状況は、人々の相互不信を招きます。

そのため、人々は、自分達が持っている生来の権利である**自然権**を一旦、コモンウェルス（国家）に譲渡します。その際、「誰に権力を譲渡するかは相互契約と合意にもとづく」とホッブズは主張しました。結果として、主権者の下で、人々は、新たなコモンウェルスを構築し直すわけです。

こうしたホッブズの主張は、時に、絶対王政の擁護とみられることもあるのですが、一概にそうとはいえません。そもそも、ホッブズの意図は、王権神授説を否定して、国家権力の根拠を市民相互の契約に求めるものでした。

なお、『リヴァイアサン』という大著をめぐっては、いまだ、多くの専門家が研究を続けています。



ロックの『市民政府二論』

自然状態の下では自然法が支配していると主張したのが、同じく、イギリスの思想家**ジョン・ロック**（1632-1704）です。**自然法**は「全ての人類に、一切は平等かつ独立であるから、何人も他人の生命、健康、自由または財産を傷つけるべきではないと万人に教えるものである」とロックは言います。つまり、自然状態において、人間には、初めから所有権が認められているのです。ただし、この自然状態では「確立され、安定した公知の法」「判決を適切に執行する権力」などが欠けていて、人々の生活は安定しません。そのため、所有の相互維持という目的のために、立法権や司法権、行政権を一部の人がとに委譲するという形で**社会契約**が成立します。

なお、ロックは、自然法を犯す統治者に対しては、**抵抗権**が認められると主張しています。こうしたロックの抵抗権説は、イギリスで起こった名誉革命の重要な理論的支えとなったのです。



フランス革命と ルソーの 『社会契約論』

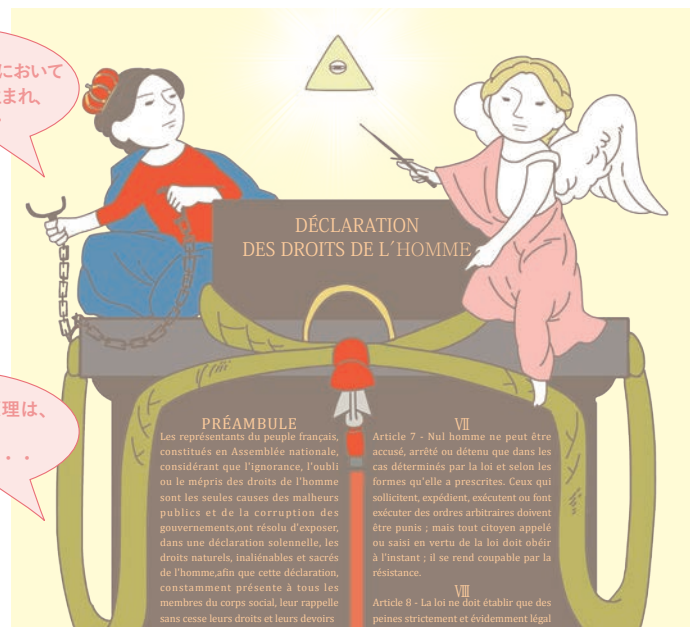
ホブズやロックとはまた違う形で社会契約説を説いたのが、フランスの思想家、ジャン・ジャック・ルソー（1712-1778）です。彼の主著『社会契約論』は、以下の有名な一説から始まります。「人間は自由なものであるが、しかもいたるところで

鎖につながれている。自分が他人の主人であると思っているようなものも、実はその人々以上に奴隷なのだ。」

ルソーの想定する自然状態は、ホブズのそれとは全く違います。本来の自然状態の社会には、不平等もなく、従属もなく、不正もなく、完全な自由と平和があったと考えたルソーは、自然状態にこそ理想を見いだします。ただし、現実には、人類は文明を発達させることで、現在の不平等な社会を作ったというわけです。

そこで、ルソーは、「各国民はその全ての権利とともに身体と財産を、共同体の全体に対して全面的に譲渡することである。（中略）各人は自己を全ての人と与えるのだから、全ての人にとっては条件は等しい」と考え、人民相互の契約により共同体（国家）を形成し、共同体を構成する各国民は全てを共同体に譲渡しなければならないと主張します。そのために考え出されたのが、**一般意志**です。一般意志とは、ルソーによれば、単純に個人的な欲望を満たしたいという特殊意志の総和ではありません。共同体に奉仕し義務を果たそうとするのが一般意志であり、この一般意思は、絶対に誤ったことはしないがゆえに、それに服従しなければならない、とルソーは説いたのです。このルソーの思想は、フランス革命全体に大きな影響を与えました。そして『**フランス人権宣言**』が生まれました。

ちなみに、啓蒙思想そのものを批判しつつ、フランス革命やルソーの思想を強く批判したのが、イギリスのエドモンド・バーク（1729-1797）という哲学者です。バークは、現代に生きる人間が理性の力だけで社会を好きなように変革できるという考えそのものを批判しました。その上で、人間の自由を擁護し、制限的な民主政を主張しました。要するに、バークは、幾世代もの人々が取捨選択し、長い時間の流れの中を耐え抜き、積み重ねられてきたつながりにこそ学ぶべきものがあり、そういった慣習を守ることこそが自由と民主主義を守ることにつながると考えたのです。



フランス人権宣言

君臨すれども統治せず

「君臨すれども統治せず」というフレーズは、一般に、イギリスの政体を説明する言葉として有名です。事実、イギリスの憲法である慣習法の一つとされています。しかし、この言葉を歴史上、最初に語ったのは、ポーランドのヤン・ザモイスキという政治家でした。彼は、16世紀に成立したポーランド・リトアニア共和国の立憲主義政体を指して、「君臨すれども統治せず」という言葉を使ったのです。

このように、「君臨すれども統治せず」という言葉は、立憲君主政体と非常に深い関係を持っています。立憲君主政体とは、文字どおり、立憲政体を採用する君主国の制度を意味しますが、君主の権力がどの程度、憲法によって制限されるかは、国によって異なります。名誉革命後のイギリスなどでは、君主の一切の政治的権力が制限され、連合王国の象徴的君主としての機能しか持たないのに対し、プロイセン王国などでは、君主が憲法に縛られつつも、一定の権限を持ちました。

さて、「君臨すれども統治せず」という言葉を考える際、立憲君主政体と並んで重要なのが、法の支配という考え方です。法の支配とは、イギリスの政治哲学の原理をなす思想で、13世紀イギリスのローマ法学者、ブラクトンが、「王は人の下にあってはならない。しかし、国王といえども神と法の下にある。なぜなら、法が王を作るからである。」という言葉を残し、**法の支配**の大原則を確立したといわれています。その後、15世紀イギリスの法律家、エドワード・コークがこのブラクトンの言葉を引用して、当時の国王、ジェームズ一世を牽制したことによって、慣習法として成立しているコモン＝ローによる法の支配が確立したのです。

以上のように、ヨーロッパには、君主の政治権力を制限するために少しずつ憲法を整備し、立憲君主制を発展させてきた歴史が存在します。そして、この立憲君主制は、時の政治権力を制限するという意味での現代の立憲主義とも深いつながりを持っているのです。

「君臨すれども統治せず」というこの一節は、立憲主義や法の支配といった観点から民主主義を問い直すためにも、極めて示唆に富んだ言葉といえるのではないのでしょうか。

さて、法の支配という考え方において、忘れてならない人物は、権力分立を唱えたフランスの思想家**モンテスキュー**です。彼は主著『**法の精神**』の中で、強大な国家権力を立法・行政・司法の三権に分け、それぞれが互いに抑制しあうことによって均衡を図り、専制政治を防ぐという仕組みを唱えました。

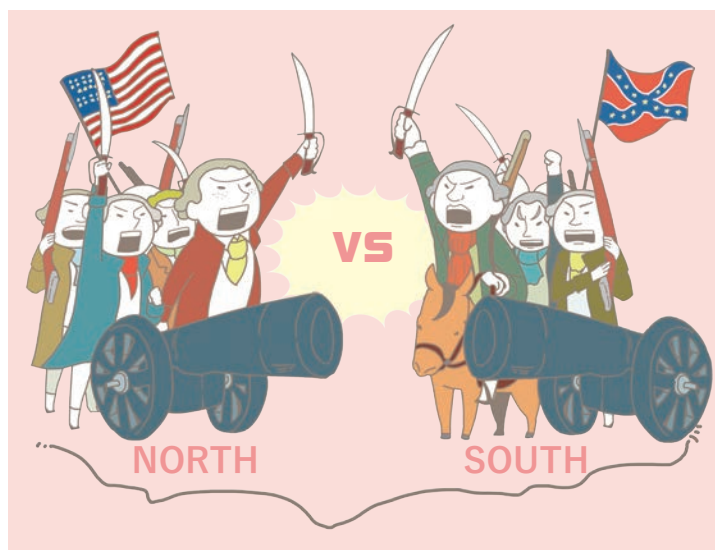
▶ 近代民主主義にかかる 主な出来事と著作物

1215年	マグナ・カルタ（大憲章）
1628年	権利の請願
1642年	ピューリタン革命（～49年）
1651年	ホブズ『リヴァイアサン』
1688年	名誉革命
1689年	権利の章典
1690年	ロック『市民政府二論』
1748年	モンテスキュー『法の精神』
1755年	ルソー『人間不平等起源論』
1762年	ルソー『社会契約論』
1775年	アメリカ独立戦争（～83年）
1776年	アメリカ独立宣言
1789年	フランス革命 フランス人権宣言
1790年	バーク『フランス革命の省察』
1835年	トックビル『アメリカにおけるデモクラシー』（1840年、第2巻刊行）
1848年	マルクス、エンゲルス『共産党宣言』
1859年	J・S・ミル『自由論』
1867年	マルクス『資本論』（第2巻と第3巻は、エンゲルスが遺稿を整理して1885年と1894年に刊行）

これらの本や出来事を
図書館で調べてみよう！



「人民の、人民による、人民のための政治」とリンカン



アメリカのリンカン大統領（1809-1865）といえば、「**人民の、人民による、人民のための政治**」という言葉によって、民主主義を体現した政治家として有名です。このリンカンの言葉は、ペンシルベニア州のゲティスバーグにある国立戦没者墓地の奉獻式においてなされた格調高い演説の最後の一節です。わずか2分ほどの短い演説ですが、自由、平等、民主主義の理念、そして、アメリカという国のために戦って命を落とした愛国者たちの栄誉を称えた、アメリカ史上最も重要な演説の一つといっても過言ではないでしょう。

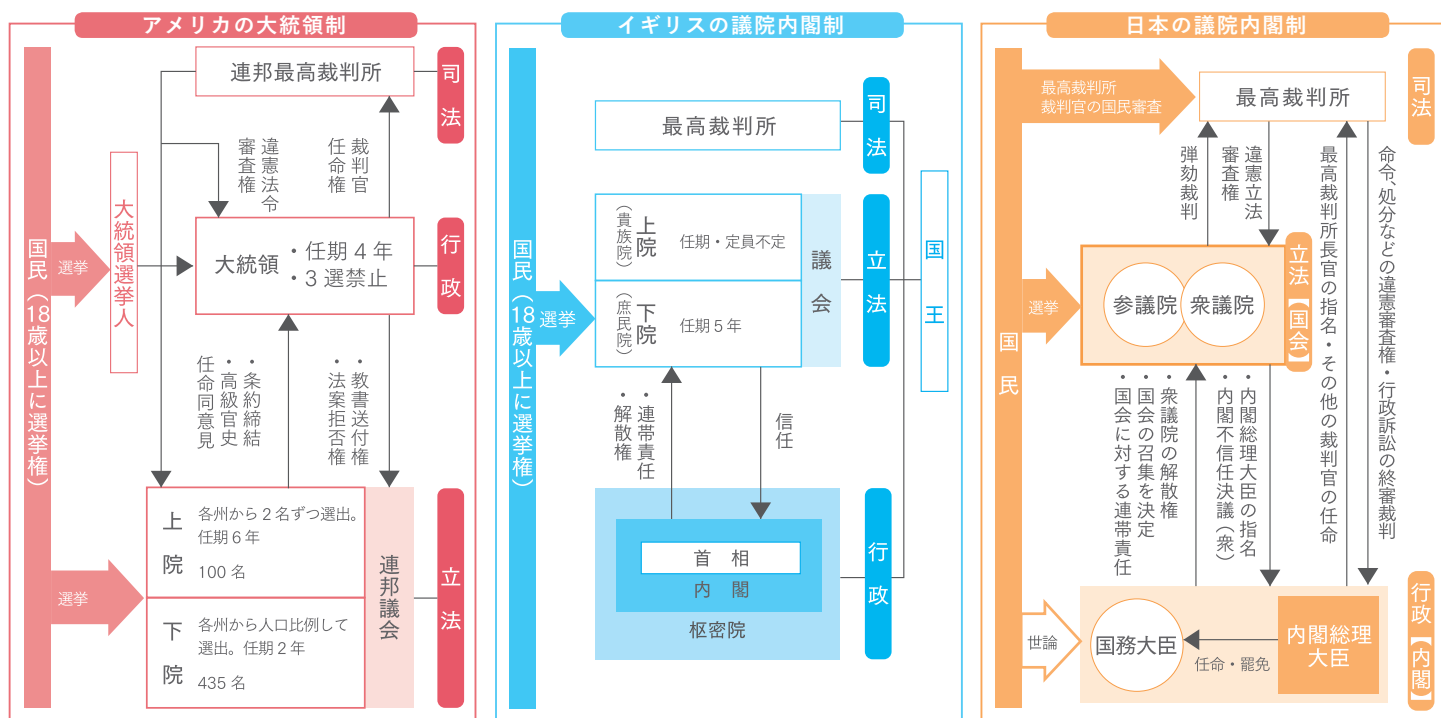
では、このゲティスバーグ演説が行われた背景には何があったのでしょうか。南部は綿花の輸出で自由貿易を望み、その生産のために奴隷制度の維持を主張していました。しかし、北部では産業革命が進み、国内産業を保護するとともに、奴隷制度に反対する動きをとりました。その動きに反対した幾つもの州がアメリカ合衆国から離脱したことにより、南北戦争が始まりました。アメリカという国を守るために命を落とした人たちをリンカンが称えたのは、単に国家という行政機関を守ったというからではなく、全てのアメリカ国民の自由と民主主義を守ったということを強調し、そのことを国民に強く語りかけたかったからです。我々国民が政治や政府とどう対峙していくのかということを考えるとき、リンカンの演説に民主主義のヒントがあるのではないのでしょうか。

ちなみに、リンカンの言葉は、日本国憲法の前文「国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」と共通点が見られます。民主主義とは何かを問い直すとき、リンカンのこの言葉は、様々な視点を与えてくれるに違いありません。

リンカンと並び重要なのがケネディ大統領（1917-1963）の言葉です。リンカンより随分後の時代になりますが、ケネディは「国家があなたのために何をしてくれるかを問うのではなく、あなたが国家のために何をすることができるのかを考えてほしい」という言葉を残しました。国民が一方的に政府によって統治されるだけの受動的な存在になれば、民主主義は衰退していくことになるというメッセージがここには込められています。



民主主義国家の政治体制について



政治体制

政治という営みの中で、人類は、様々な統治スタイルを模索し、試行錯誤を重ねてきました。この統治スタイルの問題は、具体的には、政治体制という観点からみることができます。

例えば、イギリスでは内閣が議会の信任に基づいて成立し、議会に対して連帯責任を負う議院内閣制を、アメリカでは立法・行政・司法が明確に分離する大統領制を取っています。

なお、日本は議院内閣制を基本とした政治体制を採用しています。日本の議院内閣制は、国会の信任に基づいて内閣がつかられ、内閣が国会に対して責任を負うというシステムを基礎としており、行政の長である首相は、国民ではなく、あくまで、国会が選ぶという形式をとっているのです。

議会制民主主義

様々な統治スタイルがある中で、今日の民主主義国家に共通するのは、議会制度を採用している点です。中世の身分制議会に基礎を持つ議会制民主主義は、代表制、間接民主主義の一つの形であり、議会構成員の多数決原理を基礎とした制度、理念といえます。なお、日本もこの議会制民主主義を採用している国の一つであり、日本国憲法前文にある「正当に選挙された国会における代表者を通じて」という言葉が、それを担保しているのです。

一方、議会制民主主義に対して、直接民主主義的な政治制度もあります。数年に一度の選挙で選ばれた議会によって進められる政治の在り方よりも、問題があれば国民投票などを行うことで、民意をより政治に反映できるといった考え方です。

こうした民主主義をめぐる立場の違いは、日本の政治が、できる限り、その時々世論を反映していくべきか、あるいは、選挙の際の代表選出によって民主主義は担保されているとみるべきかという、民主主義の本質にも関わる深い問題だといえるでしょう。

この先、民主主義に基づく国民国家体制が永遠に続いていくかは誰にも分かりません。もしかすると、より優れた統治理念、体制が生まれる可能性もゼロとはいえないでしょう。しかしながら、人類が長年の歳月をかけて何とかたどり着いた次善の策こそが、今日の民主主義という体制なのです。

※皆さんに、より一層、議会制民主主義への理解を深めてもらうため、リーフレット作成の際に参考にした資料をお示しします。図書館等で是非一度御覧ください。

【参考文献】

■ マックス・ヴェーバー『職業としての政治』(岩波文庫) ■ 堀江湛『現代政治学』(法学書院) ■ 丸山真男『現代政治の思想と行動』(未来社) ■ フランシス・フクヤマ『歴史の終わり』(三笠書房) ■ M. フィンリー『民主主義—古代と現代』(講談社学術文庫) ■ ハンス・ケルゼン『民主主義の本質と価値』(岩波文庫) ■ ヤエル・タミール『リベラなナショナリズムとは』(夏目書房) ■ 長谷川三千子『民主主義とは何か』(文春新書) ■ 前川貞次郎『絶対王政の時代』(講談社現代新書) ■ 下川潔『ジョン・ロックの自由主義政治哲学』(名古屋大学出版会) ■ シェイェス著『第三身分とは何か』(岩波文庫) ■ カント『啓蒙とは何か』(岩波文庫) ■ エルンスト・カッシーラー『啓蒙主義の哲学』(筑摩書房) ■ トーマス・ホッブズ『リヴァイアサン』(岩波文庫) ■ ジョン・ロック『完訳 統治二論』(岩波文庫) ■ ジャン・ジャック・ルソー『人間不平等起源論』(岩波文庫) ■ ジャン・ジャック・ルソー『社会契約論』(岩波文庫) ■ エドモンド・バーク『フランス革命の省察』(みすず書房) ■ 梅田百合香『ホッブズ政治と宗教—『リヴァイアサン』再考』(名古屋大学出版会) ■ 松下圭一『ロック「市民政府論」を読む』(岩波書店) ■ 仲正昌樹『今こそルソーを読み直す』(生活人新書) ■ C.H. マクナルウィン『立憲主義その成立過程』(慶応通信) ■ 伊藤之雄『昭和天皇と立憲君主制の崩壊—睦仁・嘉仁から裕仁へ』(名古屋大学出版) ■ 田中英夫『英米法総論 上・下』(東京大学出版会) ■ 『リンカーン演説集』(岩波文庫) ■ 日本国憲法前文に関する基礎的資料(衆議院ホームページ) ■ 飯尾潤『日本の統治構造』(中公新書) ■ 建林正彦『比較政治制度論』(有斐閣アルマ) ■ K. レーヴェンシュタイン『イギリスの政治—議会制民主主義の歴史』(潮出版社) ■ ベンジャミン・R・パーバー『ストロングデモクラシー』(日本経済評論社) ■ モンテスキュー『法と精神』(岩波文庫)

発行年月 平成 28 年 3 月
編集 東京都教育庁指導部高等学校教育指導課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 TEL: 03-5320-6845

発行 東京都教育委員会
東京都教育委員会印刷物登録
平成 27 年度 第 167 号

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。